

令和8年3月2日から

# 建築確認等の電子申請受付を開始しました！

宇都宮市にて受付する建築確認申請等について、従来の書面による窓口での申請に加えて、一般財団法人建築行政情報センター（以下「ICBA」という。）が提供する「ICBA電子申請受付システム」による電子申請の受付を開始しました。

なお、当面は試行運用となりますので、電子申請を希望される場合は、事前にチラシ下部の問い合わせ先（建築指導課）までご連絡をお願いします。

## 電子申請 の 特徴

窓口まで出向かずに、インターネットから申請ができます。

申請図書を印刷する手間が省けます。

最新の申請様式で申請書を作成できます。

ぜひ、ご活用ください！

## 対象となる手続き

建築物、昇降機または工作物（建築基準法第88条第2項に該当するものを除く。）の建築確認申請、計画通知（それぞれ計画変更を含む。＊）

※ 計画変更確認申請の電子申請は、当初の建築確認申請を電子申請で行ったものに限ります。（補足）

- ・ 中間検査申請、完了検査申請、省エネ適判申請については、令和8年度中に電子申請対応予定です。
- ・ 建築確認申請等に付随する各種届出（軽微な変更報告、取り下げ・取りやめ届、建築主等変更届、工事監理者設定届等）については、令和8年度以降に電子申請対応予定です。

## 電子申請の方法

事前に、ICBAのホームページから「ICBA電子申請受付システム」の新規アカウント登録を行ってから申請してください。

また、操作説明書については、ICBAのホームページからダウンロードして下さい。

ICBAホームページ、「ICBA電子申請受付システム」URL  
<https://www.icba.or.jp/denshishinsei/reception-list.html>

ICBAのHP、  
ICBA電子申請  
受付システム  
はこちら→



詳しい手続き方法については、裏面をご覧ください。

## お問い合わせ先

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号  
宇都宮市 都市整備部 建築指導課 審査グループ（市役所11階）

お問い合わせ内容	電話番号
一戸建ての木造住宅等（建築基準法第6条第1項第二号（構造計算が不要なものに限る。）、第三号に該当するもの）の建築確認申請等に関する事	028-632-2575
上記以外の特殊建築物や大規模建築物等の建築確認申請等に関する事	028-632-2578
電子申請に関する事	028-632-2578

※ 「ICBA電子申請受付システム」の操作に関するお問い合わせについては、ICBAのホームページをご確認ください。

## 事前審査

建築確認申請等を電子申請で行う場合は、原則として事前審査を実施します。事前審査の申請についても「**ICBA電子申請受付システム**」からの電子申請が可能です。

**申請手数料は事前審査完了後（不備があった場合の図書修正などを含む。）に納付していただきますので、事前審査時は納付不要です。**

（参考）書面による申請の場合の事前審査について

建築基準法第6条第1項第一号、第二号に該当する建築確認申請（書面）については、同法第18条の3の規定により定められた「確認審査等に関する指針」による確認審査へ円滑に移行するための措置として、事前審査を実施しています。

## 手数料の納付方法

電子申請の**事前審査完了後**、「**ICBA電子申請受付システム**」にて手数料の納付のご案内をします。下記いずれかの方法で支払いの手続きを行ってください。

### オンライン 決済

『宇都宮市電子申請共通システム』を利用した、クレジットカードによる納付が可能です。ご利用いただくためには、利用者登録が必要です。

なお、オンライン決済の場合、システムでは領収書が発行されませんのでご注意ください。

『宇都宮市電子申請共通システム』 URL  
<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/shisei/service/1028655.html>

※操作に関するお問い合わせは、上記リンクをご確認ください。

宇都宮市電子申請  
共通システム  
はこちら↓



### 窓口

建築指導課の窓口にて、現金や各種キャッシュレス決済による納付が可能です。

## 留意事項

### 受理日

電子申請による建築確認申請等の受理日は、市が手数料の納付を確認できた日となります。開庁時間（8時30分から17時15分）外や、土日祝日、年末年始に納付されたものは、翌開庁日が受理日となります。

### 確認済証の 交付

確認済証の交付は、当面の間、窓口または郵送での書面交付になります。申請時に電子交付の希望欄にチェックを入れても、電子交付はいたしませんので予めご了承ください。郵送を希望される場合は、事前に返信用のレターパックを建築指導課宛に送付してください。

### 副本の 返却

電子申請の場合は、書面による副本の返却はありません。「**ICBA電子申請受付システム**」に保存されたデータを、申請者（代理者）がダウンロードすることをもって、副本の返却とします。書面による副本の返却を希望される場合は、従来どおり、窓口での書面による申請をお願いします。

### 連絡方法

審査内容に関する質疑応答など申請者（代理者）と市の連絡は、原則、「**ICBA電子申請受付システム**」にて行います。なお、必要に応じて、審査担当者から申請者（代理者）へ電話連絡をする場合がございます。